

小田原市監査委員公表第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づき補助金監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

小田原市監査委員	近	藤	正	道
小田原市監査委員	山	崎	佐	俊
小田原市監査委員	加	藤	仁	司

令和6年度補助金監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

第3 監査の対象

- 1 小田原市観光協会補助金に係る市の財務事務の執行
- 2 同補助金に係る一般社団法人小田原市観光協会の出納その他の事務の執行
- 3 同補助金に係る市の事業管理

※ 1及び2にあつては令和5年度執行分、3にあつては令和4～6年度分を対象とする。

※ 所管課は観光課

第4 監査の目的

- 1 小田原市観光協会補助金に係る市の財務事務の執行が法令に適合し、正確であるか
- 2 同補助金に係る一般社団法人小田原市観光協会の出納その他の事務の執行が同補助金の目的に沿って行われているか
- 3 同補助金に係る市の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、補助金事務の特性に応じて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	監査の着眼点
1	法令・予算議決の趣旨等に適合しない補助が行われるリスク	・補助金交付要綱の目的、対象者、対象事業、補助金額は法令・予算議決の趣旨等に適合しているか
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	・事業計画が補助目的に適合しているか ・事業計画、交付条件どおりに補助金が使用され事業が行われているか（実績報告にてその確認を行っているか）
3	事業の見直しが行なわれず、改善の機会が損なわれるリスク	・補助事業の効果を検証し、改善をしているか

第6 監査の実施内容

小田原市観光協会補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付決定決裁文書、実績報告書のほか、同補助金に係る一般社団法人小田原市観光協会の帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、市関係職員及び一般社団法人小田原市観光協会職員からの説明聴取を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、市の小田原市観光協会補助金に係る財務事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、一般社団法人小田原市観光協会の同補助金に係る出納その他の事務は、重要な点において同補助金の目的に沿って行われていると認められた。

なお、同補助金に係る市の財務事務の執行に関し、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 本補助金では、事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を除いた額を補助金額としている。補助金交付申請書に添付された収支予算書及び実績報告書に添付された収支決算書には、対象事業の経費は記載されていたが、当該事業に関する収入の額が明記されていなかった。また、収支決算書において、決算額が予算額を大幅に超過し、流用等の記載もない科目があった。市は、補助金の交付決定や額の確定に当たり、適正な書類を提出させた上で審査をする必要がある。

- 2 市の小田原市観光協会補助金に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、改善を要するものとして指摘すべき事項が次のとおり認められた。

- (1) 補助事業の成果目標として、主要行事観客動員数のほかに、観光消費額やホームページ閲覧数、SNSフォロワー数、動画再生回数を指標に設定しており、事業の効果を多角的に検証していることは評価できる。その一方で、目標値の設定に当たり、前年度の実績値を当該年度の目標値に設定していた。行事の観客動員数は天候の影響により増減するためとのことであるが、コロナ禍からの回復傾向にある社会経済状況を鑑みると、目標値をもっと高く設定しても良かったと思われる。特に、令和6年度は小田原北条五代祭りが第60回を迎えたことに伴い補助金を大幅に増額したことからも、その費用対効果を考慮すべきであったと考える。